

報告第7号

処分事件報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事件を処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

筑西市税条例の一部を改正する条例

（令和6年3月31日処分）

令和6年6月5日提出

筑西市長 須藤 茂



専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分する。

記

筑西市税条例の一部を改正する条例

（令和 6 年 3 月 31 日公布）

令和 6 年 3 月 31 日

筑西市長 須 藤 茂

筑西市税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月31日

筑西市長 須 藤 茂

筑西市条例第 17 号

筑西市税条例の一部を改正する条例

筑西市税条例（平成 17 年条例第 72 号）の一部を次のように改正する。

第 51 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、当該市民税の減免を受けようとする者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると市長が認める場合は、この限りでない。

第 51 条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 56 条各号列記以外の部分中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

第 71 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、当該固定資産税の減免を受けようとする者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると市長が認める場合は、この限りでない。

第 71 条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 139 条の 3 第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、当該特別土地保有税の減免を受けようとする者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると市長が認める場合は、この限りでない。

第 139 条の 3 第 3 項中「によって」を「により」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数が生じるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この

項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはなしのものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはなしのものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはなしのものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によ

って徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数が生じるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数が生じるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。
- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数が生じるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税

額とする。

- 4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第34条の9第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第34条の9第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2第21項を削り、同条第20項を同条第21項とし、同条第19項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第18項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

- 14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定め

る割合は、7分の6とする。

附則第10条の2第22項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第23項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条中第27項を第28項とし、第26項を第27項とし、同条第25項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第26項とし、同条第24項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第25項とし、同条第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項各号列記以外の部分中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項第5号中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項各号列記以外の部分中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項各号列記以外の部分中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項各号列記以外の部分中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項各号列記以外の部分中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項各号列記以外の部分中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出しを「（土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）」に改める。

附則第11条の2の見出しを「（令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例）」に改

め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第12条の前の見出しを「（宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第12条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13条の見出しを「（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第15条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第16条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附

則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段

の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第56条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の筑西市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

筑西市税条例の一部改正（概要）について

1 改正理由

令和6年度税制改正に伴い、筑西市税条例について所要の措置を講じるもの。

2 改正内容

項番	改正条文	条文の見出し	地方税法 対応条文	改正の概要
1	第51条	市民税の減免	法第323条	職権による減免を可能とする規定の追加
2	附則第7条の5	令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除	法附則第5条の8	法規定の新設にあわせて、令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除に係る規定の新設
3	附則第7条の6	令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例	法附則第5条の9	法規定の新設にあわせて、令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除に係る規定の新設
4	附則第7条の7	令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例	法附則第5条の11	法規定の新設にあわせて、令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除に係る規定の新設
5	附則第7条の8	令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除	法附則第5条の12	法規定の新設にあわせて、令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除に係る規定の新設
6	附則第8条	肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例	法附則第6条	法律改正にあわせて、条例の条ズレによる改正 (特別税額控除額の算定に用いる「所得割の額」について、読替え規定を追加)
7	附則第16条の3第3項	上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例	法附則第33条の2第7項	法律改正にあわせて改正 (特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、読替え規定を追加)
8	附則第16条の4第3項	土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例	法附則第33条の3第7項	法律改正にあわせて改正 (特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、読替え規定を追加)
9	附則第17条第3項	長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例	法附則第34条第6項	法律改正にあわせて改正 (特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、読替え規定を追加)

10	附則第18条第5項	短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例	法附則第35条第8項	法律改正にあわせて改正 (特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、読替え規定を追加)
11	附則第19条第2項	一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例	法附則第35条の2第8項	法律改正にあわせて改正 (特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、読替え規定を追加)
12	附則第20条第2項	先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例	法附則第35条の4第5項	法律改正にあわせて改正 (特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、読替え規定を追加)
13	附則第20条の2第2項、第5項	特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例	外国居住者等所得相互免除法第8条第8項、第11項	法律改正にあわせて改正 (特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、読替え規定を追加)
14	附則第20条の3第2項、第5項	条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例	租税条約等実施特例法第3条の2の2第11項、第14項	法律改正にあわせて改正 (特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、読替え規定を追加)
15	第56条 ※R7. 4. 1 施行	固定資産税の非課税の範囲	法第348条	法律改正にあわせて固定資産税の非課税規定を改正
16	第71条	固定資産税の減免	法第367条	職権による減免を可能とする規定の追加
17	第139条の3	特別土地保有税の減免	法第605条の2	職権による減免を可能とする規定の追加
18	附則第10条の2	法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合	法附則第15条	・ 法律改正にあわせて改正 (再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備についてわがまち特例の割合を定める規定を新設) (居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定を新設) ・ 条例の項ズレによる改正
19	附則第10条の3	新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告	法附則第15条の7規則附則第7条	・ 法律改正にあわせて新設 (認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも、職権で適用できる規定を新設) ・ 規則改正にあわせて改正 ・ 条例の項ズレによる改正
20	附則第11条	土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義	法附則第17条	法律改正にあわせて改正 (年度更新)

21	法附則第11条の2	令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例	法附則第17条の2	法律改正にあわせて改正 (年度更新)
22	法附則第12条	宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例	法附則第18条	法律改正にあわせて改正 (年度更新)
23	法附則第13条	農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例	法附則第19条	法律改正にあわせて改正 (年度更新)
24	法附則第15条	特別土地保有税の課税の特例	法附則第31条の3	法律改正にあわせて改正 (年度更新)

※ 施行日の記載がない条文は、令和6年4月1日施行